

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業

(2) 業務の目的

日本刀をテーマにしたグルメ等を取り扱う市内事業者の拡大を図り、日本刀の聖地として来訪者の満足度を高めるとともに、それらを巡る「聖地巡礼」につながる周遊促進事業を展開することにより、グルメ等の定着と滞在時間の延長及び地域消費の拡大に繋げる。

(3) 業務内容

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業仕様書のとおり

(4) 業務期間

業務委託契約の締結日から令和7年1月31日まで

ただし、瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業仕様書の「3 (2) 回遊性増進のための企画・運営」事業については、令和6年8月24日から11月30日までの期間とする。

2. 予算額（予定価格）

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市に、令和6年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者にあつては、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) プロポーザル公示日から候補者特定日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこ

- と。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
 - (7) 過去5年以内に、地方自治体または観光協会と連携して地域資源を活用した誘客促進業務を履行した実績を有する者であること。

5. 契約候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業プロポーザル審査委員会において審査し、契約候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

審査に当たっては、当該業者から提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記9のとおりとする。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式6）により、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和6年4月30日（火）16時00分まで（必着）

※提出期限が超過及び上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市役所産業建設部文化観光課 あて

Eメール：bunkakanko@city.setouchi.lg.jp

※件名は「瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業／質問書（社名）」とすること。

(4) 回答日

令和6年5月2日（木）まで

(5) 回答方法

市ホームページに掲載し回答するものとする。

7. 参加申込

(1) 申込方法

以下①～③の書類に返信用封筒（84円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和6年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者にあつては、上記4（1）ただし書きに掲げる書類を併せて提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）

(2) 申込期限

令和6年5月8日(水) 16時00分まで(必着)

(3) 申込先

瀬戸内市役所産業建設部文化観光課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書(様式4)により通知するものとする。

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業

(2) 企画提案書内容

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業仕様書の6業務の内容に掲げる事業提案

(3) 企画提案書様式・制限枚数

A4版縦横自由、両面カラー印刷、15ページ以内(表紙を含まない)、下部にページ番号を附し、長辺をホッチキス2ヶ所で綴じること。書類に使用する文字サイズは、10ポイント以上を基本とする。但し、やむを得ず部分的に小さな文字サイズを使用することは可とする。

(4) 提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式7) 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本7部

ア 会社概要(様式8)及び会社の事業概要がわかる会社案内等の資料

イ 社員の概要(様式9)

ウ 担当者調書(様式10)

エ 総括責任者の経歴及び実績等調書(様式11)

オ 業務主任担当者の経歴及び実績等調書(様式12)

カ 再委託調書(様式13) (再委託する場合のみ)

キ 工程表(様式14)

ク 企画提案書(任意様式)

ケ 参考見積書(任意様式)

③ 返信用封筒(84円切手貼付け)1部

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6) 提出期限

令和6年5月16日(木) 16時00分まで(必着)

(7) 提出先

瀬戸内市役所産業建設部文化観光課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(8) その他

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、(3)アからウまでで示す審査基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は(4)候補者特定手順で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、審査委員会の書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者を3者程度に選定するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、対面形式を基本とするが、天災等の不測の事態が生じた際には、オンライン形式に変更する場合がある。

ア 時間配分

提案者の説明時間を15分以内、質疑応答を20分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、モニター(HDMI端子接続)については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は5人までとし、発言者は参加者であれば制限しない。但し、オンライン形式となった場合は、この限りではない。

エ その他

上記8(3)に定める提出された企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績	10/100点
イ 企画提案の内容・実施体制	80/100点
ウ 参考見積価格	10/100点

(4) 候補者の特定

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員会が採決し決定する。

※提案者が1者の場合は審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書(様式5)により通知するものとする。

10. 日程

公示	令和6年4月18日(木)
質問受付締切日	令和6年4月30日(火) 16時必着
質問回答期限	令和6年5月 2日(木)
参加申込書受付締切	令和6年5月 8日(水) 16時必着
参加資格の審査・審査結果の通知	令和6年5月10日(金)
企画提案書等受付締切	令和6年5月16日(木) 16時必着
書類審査(提案者多数の場合)	令和6年5月21日(火) 予定
結果通知の送付(書類審査)	令和6年5月23日(木) 予定
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月29日(水)
結果通知の送付	令和6年6月上旬

契約締結
業務開始

令和6年6月上旬
令和6年6月中旬

1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過したもの。

1 2. 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 3. その他

- (1) 提出書類は返却しない。また、市は提出書類を提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響を及ぼすおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、上記4に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (8) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

1 4. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市役所産業建設部 文化観光課（担当：小室）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL：0869-22-3953 FAX：0869-22-3965

E-mail：bunkakanko@city.setouchi.lg.jp